

2017年11月27日

市民政党「草の根」

代表 井原勝介



基地被害の防止について（要請）

F-35B ステルス戦闘機の配備やオスプレイの頻繁な飛来、さらに、空母艦載機の本格的な移駐など際限のない基地機能の強化が進められ、騒音や事件・事故など基地被害の一層の深刻化が懸念される。

そこで、米軍基地から生じる被害を防止するため、下記の通り要請する。

記

1. 岩国日米協議会について

岩国日米協議会の開催については、従来から「必要に応じて検討する」との発言が繰り返されてきたが、平成3年以降四半世紀にわたり一度も実現せず、事実上休眠状態になるとともに、その合意内容も実態に合わないものとなっている。基地機能の大幅な強化が行われるに際して、基地から生じる被害を少しでも軽減するための新たなルールづくりが急務である。

市民生活を守るべき市長の最低限の責任として、早急に岩国日米協議会を開催し、現状を踏まえて、航空機の飛行や治安などに関する確認事項の見直しを行うこと。

2. 愛宕山の運動施設について

① 市民が愛宕山の運動施設を安心して利用するためには、共同使用に至る経緯や内容などを具体的に知る必要があり、以下の文書を公開すること。

- ・岩国市による、平成29年8月24日付けの国に対する一時使用申請書
- ・国による、平成29年9月8日付けの共同使用の要請書
- ・平成29年10月5日付けの日米合同委員会合意（付帯条件を含む）
- ・平成29年10月20日付けの現地実施協定書

② 運動施設区域の警察権は日本側が行使するとされているが、当該区域が米軍への提供施設であり、日米地位協定第3条に基づく米軍の排他的管理権が存在することに変わりはない。今回の共同使用に当たり、米軍の排他的管理権の重要な一部である警察権を日本側が行使するために、どのような協議が行われたのか、その形式や内容を明らかにすること。また、それに関連する合意文書を公開すること。